

保護者 殿

名都借みらい保育園

インフルエンザ感染症における経過報告書の提出について

インフルエンザは、重篤化すると命にかかわることもある感染力の強い病気です。そのため、学校保健安全法施行規則第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止となります。

出席停止期間：「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」

お子様が回復し登園する際には、下記の報告書を記入して園へ提出してください。

切り取り

インフルエンザ経過報告書（保護者記入）

園長確認欄

担任確認欄

1. 診断について

医療機関（ ）を

令和 年 月 日（検査：有・無）に受診し診断された。

インフルエンザ（ A ・ B ・ 疑い等 ） ※いずれかに○をつけてください。

2. インフルエンザ発症後の経過

（1）発症から5日を経過した日 ※発症日（0日目）は医師の指示のもと記入してください。

	発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
日付	/	/	/	/	/	/	/

出席停止 登園可能

（2）解熱から3日を経過した日 ※解熱日（0日目）は平熱に戻った日です。

	軽快日 0日目	1日目	2日目	3日目
日付	/	/	/	/

出席停止 登園可能

（3）登園可能日：令和 年 月 日

※（1）（2）のうち遅い方が登園可能日です。

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

組 園児名： _____

保護者名： _____

㊞